

答申info vol.15

獅子舞に噛まれて
疫病退散！
今年は良い一年で
ありますように。



令和2年12月24日成立 答申速報

とうしん君

答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第35号	刑事事実認定ガイドの一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①, ⑥)
(最情) 答申第36号	修習給付金の支給事務の業務委託に関する契約書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第37号	導入修習の講義において使用されたパワーポイントの資料の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第38号	司法修習生が寮に残した物品を入寮する次の期の司法修習生に引き継がせないことを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第39号	園遊会被招待者名簿の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①)
(情) 答申第27号	所持品検査の規定及び通行許可証の発行規準が記載された文書の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5⑥)
(情) 答申第28号、 29号、30号	特定の事案についての報告（対応）等を記録した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最個) 答申 第5号、第7号	特定の事件について実際に審議が行われたことを証明できる原始資料に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性
(最個) 答申 第6号、第8号	特定の事件について審議が行われた日時が分かる文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性

情報公開わかるかも学校⑯～開示の実施の留意事項の巻～



かも太郎

今回の答申の中で、開示の実施方法について、苦情が出されたものがありますね。開示の実施を適正に行う上で、気を付けるべき点を教えてください、おしどり先生！

今回の答申のうち、令和2年度（情）答申第27号を見てましょう！

この答申では、「苦情申出人の主張」において、「他の役所においては、スマホでの書類撮影を断られたことはない。にもかかわらず、司法機関だけ別というのはいかがなものであろう。」とあるところ、委員会は、「同主張は、原判断の当否に関する苦情には当たらない。」と判断しています。

ただし、委員会は、なお書きにおいて、「司法行政文書の開示は、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることによりこれをを行うとされており」（要綱第10の1）、「この謄写の一方法として、裁判所の庁舎内において開示申出人が持参した複写機等を使用させる方法が定められている」（通達第1の7の(2)のウのア）。したがって、「開示申出人が持参したカメラ等の機器による撮影（謄写）も他にこれを妨げる事由がなければ許容されている。」と説明した上で、「庁舎管理の観点から、各裁判所における庁舎の管理者がその持込み等を認めたものに限られ、かつ、当該裁判所の他の事務に支障が生じるなどの理由からその利用が制限される場合があり得ることは、その性質上やむを得ない」と述べています。

上記のような内容は、開示の実施における一般的ルールとして、十分に留意しましょう！



おしどり先生

カモミール



電磁的記録についての開示の実施は、プログラムにより用紙に出力したものの閲覧、又は謄写、もしくは専用機器により再生したものの閲覧、聴取、視聴をさせることにより行うとされている点も、併せて覚えたいと思います！

答申info vol.16

令和3年1月25日成立 答申速報

文書の管理について付言された答申があるなあ

とうしん君



答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第40号	最高裁判所に対する情報公開についての苦情申出書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①, ②イ)
(最情) 答申第41号	司法修習企画運営システムにより司法修習生の成績管理のために印刷した文書等の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第42号	内閣府大臣官房人事課に対する叙位対象者の推薦手続が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第43号	特定人の逮捕状を出した裁判官の略履歴の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第44号	司法修習生考試事務の受託業者の見積書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5②イ)
(最情) 答申第45号	司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況をどのように勘案したかが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第46号	特定人が日本国外に出国したことに関して作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第47号	司法研修所長の事務引継書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第48号	長官所長会同における最高裁判所長官挨拶の作成手続が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第49号	司法記者クラブに提供した資料の一部開示の判断(文書の特定)	文書の特定
(最情) 答申第50号	緊急事態宣言の発令に伴い、裁判所時報の休刊を決定した際に作成した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第31号	特定の裁判所における常置委員等の選挙開票結果の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①)
(情) 答申第32号	特定の裁判所に係属した民事訴訟事件のうち、どのような事件が民事第10室に分配されるかが書いてある文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①, ②イ)

情報公開わかるかも学校⑯ ~文書の管理の巻~



とうしんくんのつぶやいている付言された答申って、令和2年度(最情)答申第46号力モ。かも吉くん、もう読んだ?



開示対象となり得た文書(特定の事項に関して裁判所に対する批判等を述べる趣旨が記載されている文書)について、廃棄済みとして不開示としたことに対する苦情申出の案件だよね。

そうですね、かも吉くん。

最高裁説明は、「本件開示の申出に係る・・・文書を複数受け付けた。」「担当部署・・・では、上記文書を裁判所法82条に基づく不服としては取り扱わず、苦情として処理し、その後は事務処理上使用する予定がないことから、事務処理上必要な期間が満了したとして速やかに廃棄した。」というものでした。

しかし、担当部署の保存期間表では、「司法行政文書の具体例」欄に「投書」を記載し、保存期間を1年と定めています。この案件の対象文書は、担当部署の保存期間表における「投書」に当たるように思われるところから、上記の取扱いが相当であったか疑義があります。

そこで、委員会は、不開示とした判断は妥当であるとしつつも、この担当部署の「取扱いについては、公表されている保存期間表の記載に即した管理が望まれる」と付言しました。

保存期間表を定める趣旨からすると、その記載に従った文書管理を行なべきと考えられますし、短期保有文書として取り扱う場合には、当該文書が管理通達記第4の3の(4)に定められている類型に該当するか等も検討する必要があります。また、保存期間表が公表されている趣旨が、文書管理者がどのような文書をどの程度の保存期間で管理しているかについて明らかにすることにより、国民への説明責任を果たす点にあるということも忘れてはいけません。

文書管理と文書開示は車の両輪に例えられます。文書管理上の問題点を把握する面で参考となる答申もありますので、是非とも活用してください。

日直
かも太郎

おしどり先生

答申info vol.17

わかるかも学校で取り上げた付言と同じような付言がされた答申があるよ。違いが分かるかな。



令和3年2月22日成立 答申速報

とうしん君

答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第51号	緊急事態宣言発令後に実務修習をどのように実施する予定であるかが分かる文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(最情) 答申第52号	裁判所ホームページに掲載して行った72期司法修習生考試の不合格発表の手順を定めた文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第53号	緊急事態宣言解除後の下級裁判所の裁判期日に関する最高裁判所の問題意識が分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第54号	特定の決定がされた経緯が分かる会議議事録等の文書等の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第55号	最高裁判所の判決又は決定の主文の記載例を取りまとめた文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第33号	特定の裁判所における特定日の弁論準備等の裁判の指定状況を示す文書の不開示判断(不存在)	文書の存否 文書の特定
(情) 答申第34号	特定の裁判所における特定事件の「訴状審査表」の不開示判断(開示対象外)	司法行政文書該当性
(情) 答申第35号	高等裁判所長官が新型コロナウイルス感染症への対応をテーマとして管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長との間で交換した意見の内容が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第36号	高等裁判所における新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じた裁判事務の遂行について、裁判官が中心となって検討し認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第37号	特定の裁判官が特定のSNSで紹介した事件の判決の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①)
(個) 答申第3号	特定の裁判所における申出人の特定期間の遅出勤申請に関する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断(開示の実施)	開示の実施方法の適否

情報公開わかるかも学校⑯

～存否応答拒否と

保有個人情報開示手続の教示の巻～



とうしんくんがつぶやいている答申って、令和2年度(最情)答申第54号力モ。かも吉くん、もう読んだ?



かも太郎

存否応答拒否とした開示の申出について、他の手続を案内するなどの教示をすることが望ましかったって付言されていたね。前回は受け付けた開示申出の内容の補正を促す余地があるかを検討することが望ましいって言われていたよ。

かも吉

そうですね。かも吉くん。もう少し具体的に付言の内容を見ていきましょうか。

本件開示の申出は、「特定人宛ての納入告知書の写し(略)を添付した上で、当該決定がされた経緯が分かる文書等の開示を求めるもの」であったため、原判断庁は取扱要綱第5により文書の存否を明らかにしないで不開示としました。

この点、委員会では、不開示とした判断は妥当としつつも、本件開示の申出は、「申出人本人に係る保有個人情報の開示を求めるものであると考えられ」、「申出人に対し、個人情報取扱要綱に基づく開示の申出について教示することなどを検討することが望ましかった」と付言しています。

申出人が自己情報の開示を求めている場合には、司法行政文書の開示の申出を受けても、存否応答拒否をせざるを得ません。しかし、保有個人情報開示手続であれば開示できることもあります。保有個人情報の開示申出手続を教示したり、申出書の受付後であれば保有個人情報の開示申出に補正して受け付けることにより、存否応答拒否の判断を容易に回避できます。特に受付担当の方は覚えておいてください。

なお、教示によって容易に存否応答拒否は回避できるものの、申出に対しては作成・取得なし等の理由で不開示とせざるを得ない場合もあります。もっとも、申出人が司法行政文書開示手続によって自己情報の開示を求める場合とは、るべき手続を誤解している場合がほとんどであると考えられます。たとえ不開示となるとしても、教示や補正等の余地について検討することが望ましいので、注意しましょう。

日直
かも吉

おしどり先生

答申info vol. 18

令和3年3月23日成立 答申速報

今年度も情報公開・個人情報保護審査委員会から出された答申を紹介していくよ！



答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第56号	裁判所事務官の「俸給の調整額」について人事院規則9—6第2条に基づき人事院が報告を受けた文書に相当する文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第57号	早期退職の応募手続に関する裁判官からの問合せに使用しているマニュアルその他の文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第58号	定年年齢が63歳である職員が分かる文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第59号	特定の高等裁判所長官に関する認証官任命式の日付が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第60号	新型コロナウイルスを含む感染症対策についての文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①, ②イ）
(最情) 答申第61号	平成20年春の叙勲から候補者に公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第62号	司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第38号	特定の事務官の懲戒処分書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第39号	特定の事件につき特定の家庭裁判所調査官が引継業務のために作成した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第40号	特定の教育委員会事務局に対して特定の報告書の提出を求めたことが分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第41号	民事過料に関する文書の一部開示の判断（文書の特定）	不開示情報該当性（法5①, ②イ, ④）文書の特定
(情) 答申第42号	特定の破産事件においてどのような法的根拠と理由により免責許可決定がされたかが分かる文書の不開示判断（開示対象外）	司法行政文書該当性

情報公開わかるかも学校⑯～裁判事務の引継書の巻～



かも太郎

4月と言えば異動の季節だけど、ちょうど家庭裁判所調査官が作成した引継書が問題となった答申が出ているね。司法行政事務に関して作成又は取得した文書が開示の対象になるから、このような引継書は司法行政文書にはあたらないのかモ？

今回の答申のうち、令和2年度（情）答申第39号を詳しく見てみましょう！

この答申では、「家庭裁判所調査官の交代時における引継ぎに関する文書として、前任者が後任者に専ら特定の事件における裁判事務処理上の引継事項を伝えることのみを目的として作成される文書が想定されるが、このような文書は、家庭裁判所調査官が裁判手続に関して職務上作成した文書であって、通常、裁判部において保管される文書であると考えられるから、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には該当しないと解される」と述べていますね。

ここで注意してほしいのは、この答申において司法行政文書に該当しないと言及したのは、「専ら特定の事件における裁判事務処理上の引継事項を伝えることのみを目的として作成される文書」だという点です。

引継書の作成の目的や、記載の内容によっては、司法行政事務に関して作成した文書として、開示の対象になる可能性があります。十分に留意しましょう！



おしどり先生



カモミール

裁判所の情報公開制度は、職員みんなに関係があります！簡単に学ぶための資料として、情報公開ハンドブックや、研修動画（20分）がありますので、活用してくださいね！

答申info vol.19

令和3年5月20日成立 答申速報

委員会はオンラインでも会議を実施しているよ！オンラインで人のつながりを保てるのっていいね！



とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第1号	日本弁護士連合会の特定の決議に関する文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第2号	最高裁判所等で開催された生活保護基準引き下げの事案を含む研究会等に関するレジュメ等の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①、⑥）
(最情) 答申第3号	裁判官・検察官の給与月額表において判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第1号	身体検査をするに至った経緯が分かる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第2号	特定日に発せられた庁舎管理規程に基づく強制措置についての文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第3号	特定日付の司法行政文書開示申出に対するプロセスを明らかにする文書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第4号	特定日付の司法行政文書開示申出に関する延長通知のプロセス等を明らかにする文書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第5号	特定人らの裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第6号	特定人の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名等が書いてある文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第7号	特定日の特定の事件についての掲示に関する文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第1号	特定日に申出人に対して行った強制措置についての文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第2号	申出人が申し出た裁判所法第82条に基づく不服の処理状況が分かる文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定

情報公開わかるかも学校⑯～報道と公領域情報の巻～

情報公開法5条1号ただし書イでは、個人に関する情報であっても公にされている情報であれば不開示情報にあたらないと定めているけれど、新聞やテレビで広く報道された情報は、公にされている情報に当たるものとして、すべて開示していい力モ？



かも吉



カモミール

かも吉くん、久しぶりね！それはどうかしら。新聞やニュースは、国等の機関が公表した情報を報道する場合だけじゃなくて、独自の取材に基づいて報道するものもたくさんあるわよね。おしどり先生に聞いてみましょう。

今回の答申のうち、令和3年度（情）答申第6号を見てみましょう！

この答申では、「被告人名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした各自の取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。」と判断しています。

したがって、新聞やテレビで報道されたとしても、それらの情報が直ちに法5条1号ただし書イの公領域情報に当たるものではないと言えそうですね。

また、本件のような開示申出の場合には、裁判の公開と公領域情報との関係についても、併せて理解する必要があります。わかるかも学校⑮で紹介した令和2年度（情）答申第7号などを確認しておきましょう！

日直
カモミール

おしどり先生

答申info vol.20

令和3年6月15日成立 答申速報

不開示理由の記載に関する
答申があるよ。答申の内容
に留意して、今後の事務に
取り組もう！



とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第4号	ハタラク時報の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①)
(最情) 答申第5号	司法修習生から提出された特定の趣旨の特定日付の意見書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第8号	東京高等裁判所判事の身分を有する最高裁判所裁判官が裁判官会議の構成員とされていないことが裁判所法に違反しないことについての東京高等裁判所の見解が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第3号	奈良地方裁判所長宛てに申出人が提出した特定の書面の処理状況が分かる文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定
(個) 答申第4号	東京高等裁判所に対する裁判所法82条に基づく不服申出に関する決裁票に記録された保有個人情報の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法14②, ⑥, ⑦)

情報公開わかるかも学校⑯ ~不開示理由の記載の巻~



かも太郎

司法行政文書の一部を開示する場合、開示通知書中の「開示しないこととした部分及びその理由」には、法のどの条項に定める不開示情報に相当するかを記載することになっているよね。ただ、不開示情報の項目をどのくらい書いたらいいのか、よく分からぬ力モ。



かも吉

不開示情報の項目は、できるだけ具体的に記載することが望ましいけど、記載することで当該情報を不開示とした趣旨が没却されてしまってもいいから、難しいよね…。おしどり先生、参考になる答申は何かありますか？



おしどり先生

今回出された答申のうち、令和3年度（個）答申第4号を詳しく見てみましょう！

これは、原判断において「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号等）」と記載したところ、苦情申出において『「内線番号等」の「等」の部分がほとんど（具体的には決裁事項と検討の部分）であり、「内線番号等」という記載をすることで注目されるのを避ける狙いがあるように思われる』と主張されたケースです。

この点について、委員会は、『内線番号のみを記載するのではなく、「(内線番号, 対応方針や対応手順及びその検討等)」などと可能な限り具体的に記載するのが相当であった』と述べています。

最終的な結論としては、『本件通知書の不開示理由の付記に不備があるとまでは認められない』としていますが、不開示理由の提示は、開示申出人が苦情申出を行う際にその便宜を図るものですから、一般人であれば当該理由を明確に認識できるように、不開示理由を「可能な限り具体的に記載しているか」という点に改めて留意しましょう！

日直
かも太郎

答申info vol.21

令和3年7月26日成立 答申速報

第三者照会に関する
答申がでているね。
参考にみてみよう。



答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第6号	取調べ対応・弁護実践マニュアルの一部開示の判断	不開示情報該当性(法5②)
(最情) 答申第7号	特定の諮詢において情報公開・個人情報保護審査委員会に提出した資料のリスト等の一部開示(文書の特定)	文書の特定
(最情) 答申第8号	職権特例判事補に指名された弁護士任官者にどのような事情があれば高等裁判所判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第9号	周辺住民から司法研修所に寄せられた苦情の内容等を取りまとめた文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第10号	「官報原稿の送付」と題する文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第11号	決定調書に公印がない事務処理が法令等を遵守した処理であるかがわかる決裁文書等の不開示判断(苦情申出期間の徒過)	苦情申出期間の徒過
(最情) 答申第12号	最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室が記載されていない理由が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第13号	裁判官略歴の作成手続が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第14号	最高裁判所調査官において担当の最高裁判所裁判官に答申を行うことになっていることが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第9号	東京家庭裁判所における防犯ビデオカメラの設置場所を明らかにする図面等の一部開示等の判断	不開示情報該当性(法5①②④⑥) 存否答拒否の可否
(情) 答申第10号	東京地方裁判所における判決貸出簿の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5②)
(情) 答申第11号	東京地方裁判所における判決貸出簿の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5②)
(情) 答申第12号	奈良地方裁判所に対する特定日付の不服申出に関して口頭決裁したことを確認できる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第13号	東京地方裁判所における特定の係の本人訴訟の事件の弁論準備手続の頻度等が類推できる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第14号	東京高等裁判所において新型コロナウイルスの感染拡大を原因として職員に在宅勤務を指示した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否

情報公開わかるかも学校② ~第三者照会の巻~

今回の答申の中で、不開示部分を是正する判断がされたものがあるかも。諮詢された後に第三者に追加照会を行っているみたいだけど、どういう経緯だったんだろう?



かも太郎

令和3年度(最情)答申第6号を詳しく見ていきましょう。

原判断における不開示部分は、対象文書を編集・発行した日本弁護士連合会が、第三者照会に際し、不開示情報に相当する情報が記録されているとの意見を述べた部分でした。しかしながら、そこには最高検察庁等に関する情報も含まれていたことから、委員会から日本弁護士連合会に改めて照会を行ったところ、最高検察庁に関する部分については、最高検察庁において開示に支障がないことが確認できれば、開示して差し支えない旨の意見書が提出されました。これを受けて、最高裁判所から最高検察庁等に照会を行ったところ、開示して差し支えない旨の意見書が提出されたため、委員会において不開示部分を是正する判断がされたものです。

今後、第三者に対する照会を検討する際には、このような事例があったことにも留意してくださいね。

日直
かも太郎



おしどり先生

答申info vol.22

令和3年8月23日成立 答申速報

答申Naviを使って
過去の答申を振り
返ってみよう！

とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第15号	簡易裁判所判事の候補者のうち裁判所職員である者の数等が分かる文書の一部開示等の判断	文書の存否 不開示情報該当性 (法5①⑥二)
(最情) 答申第16号	出版社等に裁判例を提供する基準が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否

情報公開わかるかも学校㉒ ~今まで取り上げた答申の巻~



皆さん、夏休みの間に今までの振り返りをしましょう。これまで様々な答申を取り上げてきましたが、印象に残っているものを一つずつ挙げてみてください。

おしどり先生



僕は、異動など事件の担当者の交代時における引継書が申出の対象になった令和2年度（情）答申第39号が気になりました。この答申において、専ら特定の事件における裁判事務処理上の引継事項を伝えることを目的として作成される文書は、裁判手続に関して職務上作成した文書であって、通常、裁判部において保管される文書であると考えられるから、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には該当しないと判断されました。

でも、引継書の作成の目的や、記載の内容によっては、司法行政事務に関して作成した文書として、開示の対象になる可能性があるということですので、引継書の作成の際には注意したいと思います。



私は、存否応答拒否の判断について委員会から付言があった令和2年度（最情）答申第33号ですね。結論として不開示の判断は変わらなかったとしても、開示申出人に当該申出の趣旨を確認した上で、申出内容の補正を促す余地があるかを検討することが望ましかったと述べられています。

存否応答拒否を理由とする不開示は例外的な対応であると解されることを踏まえて、存否応答拒否を容易に回避できるような申出内容の場合には補正を検討するということに注意したいです。



僕は、インターネット上の情報と不開示情報との関係性に触れた平成30年度（最情）答申第58号です。不開示すべき情報が一般的のウェブブログに掲載されていたとしても、ウェブブログは私的に設けられたもので、独自の編集に基づいて掲載しているものであるから、これに掲載されている情報について直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえないと判断されています。

情報が公表されているといえるかの判断基準は、裁判所が組織として公にしているかなどが重要な要素といえそうですね。

皆さんの挙げた答申は、どれも重要な答申ですね！

答申は、答申ナビでも検索できますし、裁判所のウェブサイトにも掲載されていますので、是非色々見てみてくださいね。

日直
夏休み

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

答申info vol.23

令和3年9月28日成立 答申速報

とうしん君

調停委員名簿について、性別は、今年5月に事務連絡が発出されているけど、戸籍上の氏名に関して答申されたものがあるよ。



答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第17号	「電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について」の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第18号	最高裁判所調査官に充てられる裁判官の補職の基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第19号	司法修習生に対する修習停止の開始時点が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第20号	裁判官の辞表の書式を定めた文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第21号	国際会議への出席に際して提出したカントリーレポートの不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第22号	退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における最高裁判所の事務処理が書いてある文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第23号	最高裁判所事務総局秘書課会議係で使用されているマニュアルの一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第24号	司法修習生から提出された特定の趣旨の特定日付の要望書等の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第25号	最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項のマニュアルの不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第26号	司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第27号	司法修習生に対する弁護修習先の連絡時期が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第15号	特定の書記官の処分説明書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①）
(情) 答申第16号	調停委員名簿の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①）
(情) 答申第17号 (情) 答申第18号	特定の個人情報の取扱いに関する事案の経過が分かる文書の一部開示の判断（文書の特定）	不開示情報該当性（法5⑥二） 文書の特定
(情) 答申第19号	裁判所法82条に基づく不服申出に関する事務手続が分かる文書の一部開示の判断（苦情申出期間の徒過）	苦情申出期間の徒過
(個) 答申第5号	特定人の全ての保有個人情報の不開示判断（不特定）（苦情申出期間の徒過）	苦情申出期間の徒過

情報公開わかるかも学校㉓ ~官報公告と公表慣行の巻~

令和3年度（情）答申第16号を見てみましょう。

調停委員名簿の開示申出について、調停委員が弁護士としての職務上の氏名を調停手続において使用している場合、その戸籍上の氏名を不開示とした原判断に対して、苦情申出人から、日本弁護士連合会は弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係を官報で公告しており、慣行として公にされている情報といえるから不開示とすべきではないと主張されました。

この点、委員会は、①裁判所では、行政機関に準じ、職員の氏名は原則開示しているが、調停委員が弁護士としての職務上の氏名を調停手続において使用している場合、調停委員として職務を遂行する上で戸籍上の氏名は使用しないことから、戸籍上の氏名は、調停委員の職務遂行に係る情報とはいえないこと、②日本弁護士連合会が戸籍上の氏名を官報公告の事項に含めることとしたのは、弁護士自治に基づく内部規範に基づくものであり、裁判所が職員の氏名を公にしている趣旨とは異なり、また、戸籍上の氏名が、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたとしても、公告後において弁護士の職務は職務上の氏名をもって行われることから、戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえないことを理由として、不開示は妥当であると判断しました。

日直
かも吉

おしどり先生

答申info vol.24

不開示情報には
マスキングをしっかり
貼ろういん！



令和3年10月25日成立 答申速報

とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第28号	特定の最高裁判所判事が就いてきた公職名とその就任期間の分かれる文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①)
(最情) 答申第29号	「司法修習の終了等の通知について」と題する文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第30号	簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに分かれる文書(平成18年度から平成21年度までのもの)の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第20号	裁判所に申し出た司法行政上の不服の処理に関する事務手続が分かれる文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(情) 答申第21号	口頭での意思決定が「押印、署名又はこれらに類する行為」に該当するのかが分かれる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否

情報公開わかるかも学校② ~他の国家機関における公表の巻~



個人に関する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(情報公開法5条1項ただし書イ)は不開示情報にあたらないとされているけど、これは、裁判所が公にしている情報又は公にする予定の情報かどうかを検討すればいいのかも?

かも太郎

今回の答申のうち、令和2年度(最情)答申第28号を詳しく見てみましょう!

最高裁判所判事の履歴書に記載された職歴について、「裁判所以外の国の機関が所管する委員会等の委員等としての履歴が記載されている部分のうち、上記委員会等を所管する行政府省等のウェブサイトにおいて現在の委員等の名簿が公開されている場合における委員の履歴、同じく上記ウェブサイトにおいて委員の氏名が記載された答申書が公開されている場合における委員の履歴については、法5条1号ただし書イに相当する情報と認められる。」と判断しています。

これに対して、前回紹介した令和3年度(情)答申第16号では、調停委員が弁護士としての職務上の氏名を調停手続において使用している場合の戸籍上の氏名について、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名を官報で公告している趣旨は、裁判所が職員の氏名を公にしている趣旨とは異なること、また、戸籍上の氏名が、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたとしても、公告後において弁護士の職務は職務上の氏名をもって行われることを理由として、戸籍上の氏名の不開示は妥当であると判断していました。

両答申の差異は、法5条1号ただし書イを検討する上で参考となりますので、見比べてみてください。

日直カモミール



おしどり先生



カモミール

法5条1号ただし書イの関係では、他に、「報道」や「裁判手続の公開」などについて、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたらないとした答申も紹介したことがありましたね。よく復習したいと思います!

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第一係

寒さも厳しくなってき
たけれど、体調管理に
気を付けよう！

答申info vol.25

令和3年11月22日成立 答申速報



とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第31号	決定原本における保存簿番号の記載に関して異なる取扱いをする理由の分かれる文書等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第32号	司法修習生相談窓口が知った司法修習生の非違行為を司法研修所事務局に連絡する判断基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第33号	司法修習生採用選考申込書の書式を決定した際の文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第34号	最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第35号	どのような行為を行って対応案を決裁したのかが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第36号	最高裁判所裁判官が退官後に不開示情報を著書に記載する手続が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第37号	第74期司法修習生の採用に際して健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第38号	口頭での決裁について裁判所の取り決め事項が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第39号	苦情申出期間超過の判断に当たり、苦情の申出日を最高裁判所が受け付けた日時とする根拠が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第40号	「処理に係る事案が軽微なもの」であるか否かの判断基準が分かる文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(情) 答申第22号	特定の事件に係る返還書に記載されている文書の不開示判断（不存在）等	文書の存否
(情) 答申第23号	決裁における「押印、署名に類する行為」とはどのような行為かが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第24号	「決裁とは必ずしも決裁票を用いることを要しない」ことを定めている文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最個) 答申第1号	特定の書面に対する処理について決裁権者による判断がなされた文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第6号	特定年度の裁判所職員試験の自己の順位が記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否
(個) 答申第7号 (個) 答申第8号	特定の報告書を開示するために特定の教育委員長（会）に提出した文書等に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否

情報公開わかるかも学校㉕ ~苦情申出日はいつ?の巻~

今回の答申のうち、令和3年度（最情）答申第39号を詳しく見てみましょう！

「苦情の申出日を最高裁判所が受け付けた日時とする根拠又は理由が分かる文書」は作成又は取得していないとした原判断に対し、「取扱要綱等で基準の設定が行われておらず、恣意的運用を行っている」として、苦情の申出がなされました。

これについて委員会は、「苦情申出書が最高裁判所に到達した日を苦情申出日として取り扱っていること」を確認した上で、「最高裁判所において苦情申出日をいつの日として取り扱うかは明確であり、取扱要綱及び実施細目に上記取扱いに関する定めをおく必要性は認められない」とし、また、上記取扱いについて「苦情申出人に特別の不利益はなく、他に最高裁判所に到達した日と異なる日を苦情申出日とすべき特段の必要性も認められない」ことから上記取扱いは不合理とはいえないと判断しています。



おしどり先生

日直
かも吉

かも吉

行政不服審査法18条3項の「送付に要した日数は算入しない」というような定めが取扱要綱などで設けられていない点に注意したいですね。

答申info vol.26

令和3年12月16日成立 答申速報

来年に向けて、委員会で出された答申を改めて振り返ってみよう！



とうしん君

答申番号 (令和3年度)	事案	論点
(最情) 答申第41号	最高裁判所各小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第42号	裁判官第二カードの入力フォームが書いてある文書の一部不開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(情) 答申第25号	立件取消しが記された判例が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第26号	基本事件の判決後にその附属事件が終了となる基準を定めた文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第27号	民事訴訟規則50条の2の規定の「相当と認めるとき」について具体的に説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第28号	訴訟上の救助却下決定に対する不服申立て後に裁判費用を納付した場合は不服申立てが不適法となるとした最高裁判所の判例の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第29号	民事訴訟規則50条3項の「その性質に反しない限り」について説明した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第30号	特定日付で特定の裁判官が訴追されたことに関して最高裁判所から受領した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(情) 答申第31号	民事訴訟法82条1項本文についての認定要件を定めた文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最個) 答申第2号	特定年度の裁判所職員採用試験の専門試験における申出人の答案用紙に記録された保有個人情報の不開示判断	不開示情報該当性（法14⑦）

情報公開わかるかも学校㉖ ~文書の探索の巻~



かも太郎

今年もいろいろな答申が出たカモ。適切な文書開示手続を行うためには、文書の探索を適切に行なうことがやっぱり大切だよ。



かも吉

そうだね。そして、探索の結果、文書が見当たらない場合には、文書が存在しないことについて合理的といえるかという視点から確認することも有益だね。

今年出された答申のうち、令和3年度（最情）答申第23号を詳しく見てみましょう！

「秘書課会議係で使用されている事務処理要領その他のマニュアル」が開示申出の対象となった事案で、苦情申出人は「会議の準備作業に関するマニュアル」等がほかに存在する旨を主張したところ、委員会は、「会議係が所管する事務内容は、裁判官会議、事務総局会議その他の会議に関する事項、議事録及び会議資料の整理及び保管に関する事項、規則の公布手続その他官報原稿の官報掲載手続等に関する事項であり、上記会議に関する事項についての具体的な事務は、会議資料の受領及び配布、当日の会場設営等であり、議事録及び会議資料の整理及び保管に関する事項についての具体的な事務は、文書管理に関する通達等に基づいて遂行される業務であり、いずれも特段の事務処理要領を作成せずとも、支障なく執務が行われる性質のものであることが認められる」として、当該係の具体的な事務処理内容に即して開示申出文書の特定の合理性を判断しています。

今後、事務処理要領などの開示申出を検討する際には、このような事例があったことにも留意してくださいね。

日直
かも太郎

おしどり先生